

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 4 月 16 日

水 曜 日

第 3751 号

目 次

告 示

- 指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めるための届出 1

公 告

- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 2
- 土地改良区の役員の就退任 6
- 平成26年度狩猟免許試験の実施 12
- 平成26年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施

教育委員会公告

- 教育職員免許状の失効 13

公安委員会公告

- 機械警備業務管理者講習の実施 14
- 警備員指導教育責任者講習の実施 16

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第226号

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めるための届出について

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112条第 1 項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

なお、漁船損害等補償法施行令第 5 条第 2 項に規定する指定漁船調書は、富山県農林水産部水産漁港課及び富山市四方港町87番地、とやま市漁業協同組合において平成26年 4 月 16日から平成26年 4 月 30日まで縦覧に供する。

平成26年 4 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

発起人の氏名及び住所	加 入 区	その他
高島 高志 富山市水橋辻ヶ堂 199番地 網谷 一吉 富山市岩瀬天神町41番地22 堀 敏和 富山市四方一番町2033番地	富山加入区 富山市（平成17年3月31 日における富山市及び婦 負郡婦中町の区域に限る。） 及び射水市本江の区域	とやま市漁業協同組 合に対し、漁船損害 等補償法第 113条第 1 項の申出をする。

~~~~~  
**告 示**  
 ~~~~~

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成26年 4 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量
富山県警察ネットワーク端末等 一式
- (2) 借入物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 借入期間
平成26年12月 1 日から平成31年11月30日まで（60か月）
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 借入条件
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第163号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 本装置の稼働後に、平日の執務時間内の保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

平成26年4月16日から同年5月21日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成26年4月30日 午前10時

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階会議室

(4) 入札書の提出期限

平成26年5月27日 午後5時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成26年6月11日 午前10時

(2) 開札場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 204会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1か月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:
Toyama Prefectural Police Network Client, one set
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on May 27, 2014
- (3) Contact point for notification:
Accounting Section, Police Administration Department
Toyama Prefectural Police Headquarters
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8570 Japan

Telephone: 076-441-2211

土地改良区の役員の退任

広田用永土地改良区の役員であった次の者が平成26年3月27日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年4月16日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	五十嵐 務	富山市中島二丁目 1番15号
同	山田 繁雄	同 日方江 1047番地
同	林 外宣	同 田畑 406番地
同	小林 幸信	同 海岸通 121番地
同	竹内 正勝	同 飯野 121番地
同	上段 義徳	同 豊田本町二丁目 12番19号
同	久世 俊樹	同 下赤江町一丁目 1番42号
同	清水 宗康	同 城川原一丁目 8番17号
同	岡村 耕造	同 上飯野 40番地
監事	井上 圭一	同 森一丁目 9番15号
同	岩田 敏明	同 米田町一丁目 9番10号
同	東 克彦	同 新屋 60番地

土地改良区の役員の就任

広田用永土地改良区の役員に次の者が平成26年3月28日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年4月16日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	五十嵐 務	富山市中島二丁目 1番15号
同	竹内 正勝	同 飯野 121番地
同	井上 圭一	同 森一丁目 9番15号
同	岡村 耕造	同 上飯野 40番地
同	桑山 照式	同 米田町一丁目 10番18号
同	林 外宣	同 田畑 406番地
同	上段 義徳	同 豊田本町二丁目 12番19号
同	坂井 隆俊	同 日方江 991番地
同	中野 正昭	同 中富居 7番39号
監事	清水 宗康	同 城川原一丁目 8番17号
同	田中 一夫	同 海岸通 89番地1
同	東 克彦	同 新屋 60番地

土地改良区の役員の退任

滑川南部土地改良区の役員であった次の者が平成26年3月9日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年4月16日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	水野 敏夫	滑川市堀江 470番地
同	浦田 善弘	同 有金 164番地1
同	深井 久夫	同 赤浜 468番地
同	土肥 勝夫	同 堀江 950番地
同	川崎 巖	同 常光寺 672番地2
同	高橋 利一	同 高柳 736番地

同	高橋幸雄	同	小林	2343番地
同	橋本康弘	同	柴	1535番地
同	安本葵	同	安田	572番地
同	奥村進一	同	寺町	114番地
同	中坪義美	同	上梅沢	563番地5
同	野中宗利	同	上島	273番地
同	澤田隆継	同	上小泉	1316番地
同	梅原英憲	同	沖田新	61番地
監事	福田保一	同	安田	1165番地
同	奥野善道	同	赤浜	366番地
同	有澤義則	同	上梅沢	410番地

土地改良区の役員の就任

滑川南部土地改良区の役員に次の者が平成26年3月10日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年4月16日

職名	氏名	住所	富山県知事	石井隆一
理事	水野敏夫	滑川市堀江	470番地	
同	安本葵	同 安田	572番地	
同	深井久夫	同 赤浜	468番地	
同	奥平肇	同 堀江	141番地1	
同	川口宗	同 有金	615番地3	
同	佐々興太郎	同 高柳	769番地	
同	高橋正人	同 小林	2452番地	
同	橋本康弘	同 柴	1535番地	
同	奥村進一	同 寺町	114番地	
同	開田豊一	同 有金	801番地	

同	前 佛 謙 信	同	上梅沢	21番地
同	前 田 忠 廣	同	同	535番地
同	土 肥 賢 三	同	上島	448番地 2
同	澤 田 隆 継	同	上小泉	1316番地
同	梅 原 英 憲	同	沖田新	61番地
監 事	安 本 栄 二	同	安田	611番地
同	奥 野 善 道	同	赤浜	366番地
同	有 澤 義 則	同	上梅沢	410番地

土地改良区の役員の退任

入善土地改良区の役員であった次の者が平成26年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年4月16日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所	
理 事	上 田 英 俊	入善町入膳	5535番地
同	高 見 敏 明	同 小杉	91番地
同	坪 野 和 夫	同 下山	1111番地
同	五十里 國 明	同 東五十里	190番地
同	木 本 隆 行	同 木根	870番地
同	伊 林 勝 良	同 小摺戸	1125番地
同	大 井 博 史	同 東狐	1014番地
同	金 澤 正 治	同 古黒部	3100番地
同	金 田 直 志	同 上野	870番地
同	上 島 幸 夫	同 櫛山	822番地
同	泉 喜久雄	同 青木	931番地 2
同	島 瀬 康 一	同 笹原	97番地
同	大 割 由 則	同 野中	463番地 2

同	中瀬昭義	同	上野	2828番地
同	上田健次	同	入膳	125番地
同	岩田助和	同	高瀬	37番地
同	杉原久雄	同	福島新	176番地
同	藤田勉	同	新屋	2585番地
監事	池原一憲	同	藤原	237番地
同	石田明雄	同	下飯野	451番地
同	村中輝久	同	墓ノ木	23番地

土地改良区の役員の就任

入善土地改良区の役員に次の者が平成26年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年4月16日

富山県知事 石井 隆 一

職名	氏名	住所	
理事	上田英俊	入善町入膳	5535番地
同	上島幸夫	同 櫛山	822番地
同	坪野和夫	同 下山	1111番地
同	伊林勝良	同 小摺戸	1125番地
同	泉喜久雄	同 青木	931番地 2
同	金田直志	同 上野	870番地
同	金澤正治	同 古黒部	3100番地
同	中瀬昭義	同 上野	2828番地
同	上田健次	同 入膳	125番地
同	岩田助和	同 高瀬	37番地
同	松原博	同 新屋	2372番地 2
同	飛島弘	同 五郎八	76番地
同	金森一洋	同 中沢	350番地 1

同	柳 澤 一 文	同	一 宿	528 番地
同	池 原 強	同	田ノ又	45 番地
同	杉 原 勳	同	目 川	384 番地
同	室 哲 雄	同	君 島	442 番地
同	廣 田 啓 明	同	東 狐	541 番地
同	藤 田 勉	同	新 屋	2585 番地
監 事	池 原 一 憲	同	藤 原	237 番地
同	石 田 明 雄	同	下 飯 野	451 番地
同	中 島 哲 夫	同	今 江	386 番地

土地改良区の役員の退任

婦負郡藤ヶ池土地改良区の役員であった次の者が平成26年3月24日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年4月16日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

理 事 山 下 坦 富山市婦中町新町1780番地2

土地改良区の役員の就任

早月川沿岸土地改良区の役員に次の者が平成26年3月27日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年4月16日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

理 事 齊 藤 勝 二 滑川市加島町 2219番地

平成26年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項の規定により公示する。

平成26年 4 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験の日時及び場所

	日時	場所
第1回	平成26年7月13日（日） 午前10時から午後4時まで	富山市安住町5番21号 富山県総合福祉会館 701号室
第2回	平成26年8月31日（日） 午前10時から午後4時まで	富山市安住町5番21号 富山県総合福祉会館 701号室
第3回	平成27年2月予定	富山市内予定

2 受験手続

富山県生活環境文化部自然保護課又は各農林振興センターで交付する狩猟免許申請書を第1回は平成26年7月3日（木）、第2回は平成26年8月21日（木）、第3回は試験実施日の10日前までに、富山市新総曲輪1番7号（〒930-8501）富山県生活環境文化部自然保護課又は各農林振興センターに提出すること。

3 その他

詳細については、富山県生活環境文化部自然保護課（電話076-444-3397）又は各農林振興センターに問い合わせること。

なお、第3回試験の日時、場所及び受験手続については、決定次第改めて公示する。

平成26年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び同条第4項に規定する講習を次のとおり実施するので、公示する。

平成26年4月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 適性試験及び講習の日時及び場所

	日 時	場 所
第1回	平成26年8月17日(日) 午前9時から午後1時まで	富山市秋ヶ島 183番地 富山県総合体育センター会議室
第2回	平成26年8月18日(月) 午前9時から午後1時まで	富山市秋ヶ島 183番地 富山県総合体育センター会議室

2 受験手続

富山県生活環境文化部自然保護課又は各農林振興センターで交付する狩猟免許更新申請書を平成26年8月7日(木)までに、富山市新総曲輪1番7号(〒930-8501)富山県生活環境文化部自然保護課又は各農林振興センターへ提出すること。

3 その他

詳細については、富山県生活環境文化部自然保護課(電話076-444-3397)又は各農林振興センターに問い合わせること。

教育職員免許状の失効

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項第2号の規定により次の教育職員免許状は失効したので、富山県教育職員免許状に関する規則(昭和43年富山県教育委員会規則第8号)第18条の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月16日

富山県教育委員会

1 失効した免許状

氏 名	寺尾 真人			
本 籍 地	京都府			
生 年 月 日	昭和59年4月6日			
免許状の種類	教科又は 領 域	番 号	授与年月日	授与権者

小学校教諭 1種免許状	—	平18小1第68号	平成19年3月23日	富山県教育 委員会
中学校教諭 1種免許状	数学	平18中1第85号		
高等学校教諭 1種免許状	数学	平18高1第138号		
小学校教諭 専修免許状	—	平21小専第3号	平成21年10月30日	
中学校教諭 専修免許状	数学	平21中専第5号		
高等学校教諭 専修免許状	数学	平21高専第6号		

2 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号に該当したため

3 失効年月日

平成26年3月14日

機械警備業務管理者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条で準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成26年4月16日

富山県公安委員会委員長 高橋 卓朗

1 講習実施日

平成26年7月30日（水）から8月1日（金）までの3日間

2 実施時間

午前8時30分から午後4時50分まで

3 実施場所

富山県富山市向新庄町一丁目14番40号

富山市職業訓練センター

4 講習定員

30人

5 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

平成26年5月19日（月）から6月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話076-441-2211・内線3045）で電話受付する。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望者数が講習定員に満たない場合は、その全員を受講者とする。

イ 受講希望者数が講習定員を超えた場合は、その時点で受付を終了する。

6 受講申込みの受付期間

平成26年6月16日（月）から6月27日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

7 受付場所

富山県内の警察署

8 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（写真の貼付けが必要）

9 受講手数料

38,000円（受講申込時、富山県収入証紙により納付すること。）

受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

10 その他

(1) 当日は、各自筆記用具を持参すること。

(2) 教本等の配付を事前に希望する場合は、下記問合せ先に申し出ること。

11 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係
（電話076-441-2211・内線3045）

警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 2 条の規定により公示する。

平成26年 4 月 16 日

富山県公安委員会委員長 高橋 卓朗

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	平成26年 6 月 17 日（火）から 25 日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の 7 日間
追加取得講習	平成26年 6 月 20 日（金）から 25 日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の 4 日間

(2) 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	平成26年 7 月 7 日（月）から 11 日（金）までの 5 日間
追加取得講習	平成26年 7 月 10 日（木）、11 日（金）の 2 日間

(3) 法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	平成26年 7 月 7 日（月）から 11 日（金）までの 5 日間
追加取得講習	平成26年 7 月 10 日（木）、11 日（金）の 2 日間

(4) 法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
-----	---------

新規取得講習	平成26年 7 月 7 日（月）から11日（金）までの 5 日間
追加取得講習	平成26年 7 月10日（木）、11日（金）の 2 日間

2 実施時間

(1) 1 号業務

午前 9 時から午後 4 時50分まで（追加取得講習は、初日のみ午後 1 時から午後 4 時50分まで）の間

(2) 2 号業務、3 号業務及び 4 号業務

午前 8 時30分から午後 4 時50分まで（4 号業務にあつては新規、追加取得講習共に 7 月11日（金）は午前 8 時30分から午後 0 時20分まで）の間

3 実施場所

富山県富山市向新庄町一丁目14番40号

富山市職業訓練センター

4 講習定員

各講習とも20人

5 受講対象者

警備業務の区分に応じ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 新規取得講習

ア 1 号業務、2 号業務及び 3 号業務

(ア) 最近 5 年間に、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

(イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（以下「1 級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ウ) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（以下「2 級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けてい

る警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(エ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（以下「旧1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(オ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

イ 4号業務

最近5年間に、受講しようとする当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

ア 1号業務、2号業務及び3号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者で、前記(1)ア(ア)から(オ)のいずれかに該当する者

イ 4号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の交付を受けている者で、前記(1)イに該当する者

6 事前受付の期間及び受付先

(1) 受付期間

講 習	事 前 受 付 期 間
1号業務	平成26年5月7日（水）から23日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

2号業務 3号業務 4号業務	平成26年5月7日(水)から30日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間
----------------------	---

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話076-441-2211・内線3045)で電話受付する。

7 受講申込みの受付期間及び受付先

(1) 受付期間

講習	申請受付期間
1号業務	平成26年5月26日(月)から30日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までの間
2号業務 3号業務 4号業務	平成26年5月26日(月)から6月6日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県内の各警察署

8 提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(写真の貼付けが必要) 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面 各1通

なお、受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

ア 前記5(1)ア(ア)及び同イに該当する者は、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 前記5(1)ア(イ)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 前記5(1)ア(ウ)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

エ 前記5(1)ア(エ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧1級検定の合格証の写し

オ 前記5(1)ア(オ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧2級検定の合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

カ 前記 5(2)アに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アからオのいずれかの書類

キ 前記 5(2)イに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アの書類

(3) 受講手数料

ア 1 号警備業務

新規取得講習	47,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	23,000円	

イ 2 号警備業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

ウ 3 号警備業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

エ 4 号警備業務

新規取得講習	34,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	10,000円	

オ 受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

9 その他

- (1) 当日は、各自筆記用具を持参すること。
- (2) 教本等の配付を事前に希望する場合は、下記問合せ先に申し出ること。

10 問合せ先

富山県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備業係
(電話076-441-2211・内線3045)